

2005年12月1日に電波法関連法令である無線設備規則のスプリアス発射の強度の許容値が改正されました。

旧スプリアス規格（改正前の規格）により技術基準適合証明または工事設計認証を取得し製造された ETC 車載器は、2022年12月1日以降、適法にご使用できなくなります。

詳しくは以下の総務省電波利用ホームページをご参照ください。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

1. 2022年12月1日以降、使用すると違法となる ETC 車載器

NO	製品名称/型式名称	型式番号	外観写真	備考
1	ETC-YM2N	0218		ETC-YM2N/YM2/YM3の見分け方については、2項を御参照ください。
2	ETC-YM5	0258		

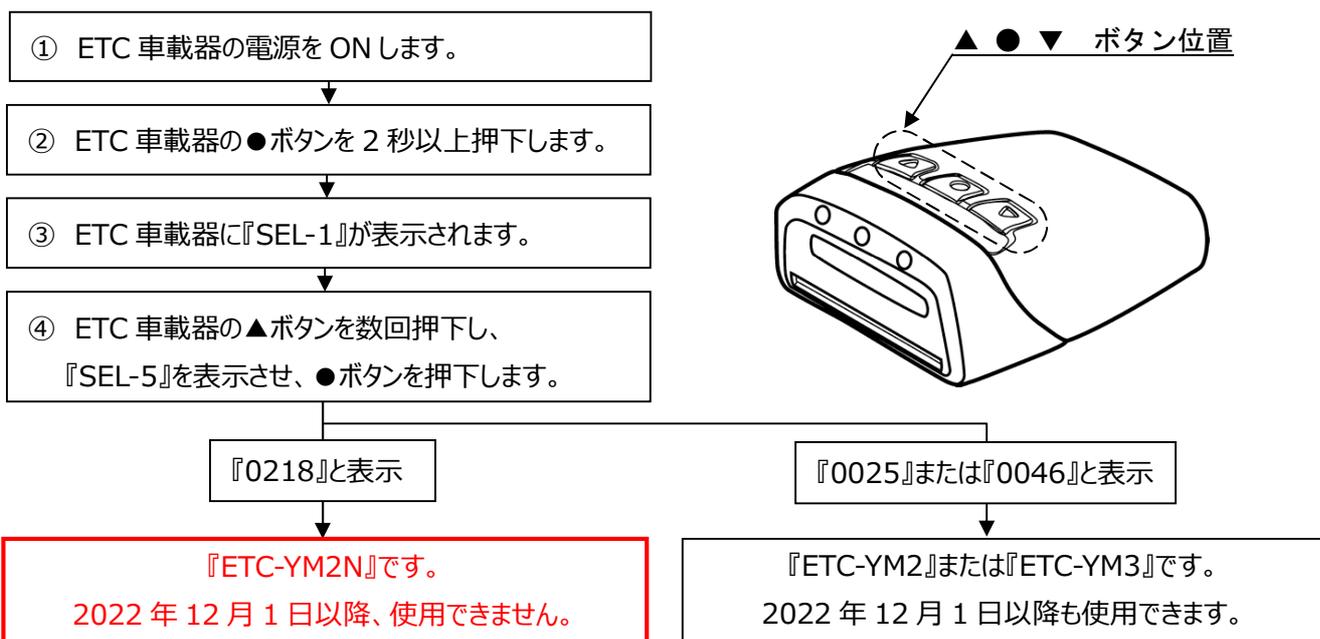
2. ETC-YM2N と ETC-YM2、ETC-YM3 の見分け方

ETC-YM2Nと同じ外装である ETC-YM2、ETC-YM3 については、適法機種の為、2022年12月1日以降も使用できます。

【ETC-YM2Nとの見分け方】

外装が同じの為、型式登録番号にて確認が必要です。

下記操作にて表示部に型式登録番号が表示されますので、ETC車載器の表示部を見ながら操作ください。



お問い合わせは、お近くの矢崎営業もしくは矢崎製品販売店までお願い申し上げます。